

独立行政法人国立病院機構大阪刀根山医療センター
身体拘束等の適正化のための指針

(独立行政法人国立病院機構大阪刀根山医療センターにおける身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第1条 身体拘束は患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努める。

(身体拘束適正化検討委員会その他院内の組織に関する事項)

第2条 身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会（虐待防止委員会と一体化し運営）」を組織する。詳細については、虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会規程に別途定める。

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第3条 身体拘束等の適正化のための研修は、原則年1回行および、新規採用時に実施する。研修内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底する。また、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

(院内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針)

第4条 身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化検討委員会に報告するものとする。この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

第5条 患者本人又は他の患者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援決定会議において組織として慎重に検討・決定する。

また、個別支援計画書に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個記載する。

② 患者・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜患者や家族に十分に説明をし、了解を得る。

「身体拘束等に関する説明」に、個別状況による身体拘束等が必要なその理由、方法、時間帯及び時間、

その際の患者の特記すべき心身の状況並びにその他必要な事項を記載し、患者等に説明と同意を得るとともに、「身体拘束等に関する説明」を交付する。

③ 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、「身体拘束のカンファレンス記録」にその態様及び時間、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。

また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、患者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討する。

(患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 本指針は、患者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設する。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

第7条 毎年行われる研修のほか、外部機関により提供される虐待防止等に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附則

この指針は、令和 5年 4月 1日より施行する。